

4農村第1376号
令和4年11月13日

日本鳥類保護連盟京都会長 高桑 進 様

京都府農林水産部長

高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥サーベイランスの
対応変更について（通知）

別添のとおり農林水産省から、兵庫県たつの市の家きん農場において、今シーズン家きん国内9例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患者が確認された旨公表されました。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル<京都府>令和3年11月一部改正」に基づき、「対応レベル3（国内複数箇所かつ近隣府県発生時）」として、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

記

- 1 鳥類生息状況等調査（変更）
第2次重点箇所について1週間に1回の調査
- 2 死亡野鳥等調査（変更なし）
検査優先種1、2は1羽以上、同3は3羽、その他の種は5羽以上から調査
- 3 傷病野鳥の取扱い（変更）
検査優先種1、2は1羽以上から、それ以外の種は3羽以上が同一箇所
で衰弱、死亡していた場合は原則として救護しない。

※府ホームページのURL：<https://www.pref.kyoto.jp/chouju/birdflu.html>

担当	野生鳥獣係
電話	075-414-5022

<検査を実施する死亡野鳥の基準>

表3 検査優先種

検査優先種 1 (18種)			
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン* コクチョウ* コブハクチョウ コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ	カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オオタカ ノスリ	ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザ(H5 亜型)に感受性が高い種。
検査優先種 2 (9種)			
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ クマタカ	フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めるこ とを目的とする。 日本と韓国等において死亡野鳥 で感染確認のある種を含める。
検査優先種 3			
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等 (検査優先種1、2以 外全種)	ツル目ツル科 タンチョウ等 (検査優先種1以外 全種)	タカ目タカ科 トビ等 (検査優先種1、2 以外全種)	感染の広がりを把握することを 目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワ ウやアオサギ、検査優先種1あ るいは2に含まれないカモ科、カ イツブリ科、ツル科、カモメ科の 種を、また鳥類を捕食する種と して検査優先種1あるいは2に 含まれないタカ目、フクロウ目、 ハヤブサ目の種。
カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等 (検査優先種1、2以 外全種)	ツル目クイナ科 オオバン チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモ メ等(検査優先種1、 2以外全種)	フクロウ目フクロウ科 コミズク等 (検査優先種1、2 以外全種)	
カイツドリ目ウ科 カワウ	タカ目ミサゴ科 ミサゴ	ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等 (検査優先種1、2 以外全種)	
ペリカン目サギ科 アオサギ			
その他の種			
検査優先種1~3以外の鳥類すべて			

(別紙)

死亡野鳥等調査に関する連絡先

死亡野鳥等調査について不明な点がありましたら、以下の連絡先へ御連絡ください。

なお、以下に記載の基準以外の死亡野鳥や交通事故等による死亡野鳥は回収・検査していませんので、一般焼却物としての廃棄となります。

<関係機関連絡先>

山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0774-21-3212
南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0771-22-0426
中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0773-62-2508
丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0772-62-4310
京都林務事務所林務課	tel. 075-451-5724
京都府農林水産部農村振興課	tel. 075-414-5022
近畿地方環境事務所野生生物課	tel. 06-4792-0706